

令和4年度特に優れた業績をあげた大学院生に対する返還免除制度について（通知）

大学院において日本学生支援機構第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中特に優れた業績をあげた者として日本学生支援機構に認定された場合は、貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部の返還が免除される制度が設けられています。

認定については、専攻分野に関する論文その他文部科学省令で定める業績の総合的な評価により、まず学内選考委員会において推薦者が決定され、その推薦者について日本学生支援機構において評価・決定されることとなります。

（なお、本学の「業績評価の基準」は別表のとおりですので参考にしてください。）

（本制度は推薦枠が設けられているため「業績の評価基準」に合致していても必ずしも推薦・認定されるものではないことご注意ください）

については、当該制度の適用を希望する学生は、下記により申請してください。申請結果については、令和5年6月頃大学より通知し、推薦者については7月下旬頃日本学生支援機構より認定結果が通知される予定です。

（※）通知のスケジュールは現時点の想定で、今後のコロナ感染症対策等の影響で遅れる可能性があります。

記

＜申請資格＞

大学院第一種奨学生に採用されている者で、
令和4年4月～令和5年3月の間に奨学金の貸与が終了する者。

※令和5年3月満期予定者等終了予定の学生全員に案内を送付します。

※学振特別研究員・理研大学院生リサーチアソシエイト・本学リーディングプログラム奨励金等採用による辞退、早期修了、退学等による令和5年3月までの辞退等も今年度の申請資格者となります。異動届を速やかに提出してください。

＜申請手順＞

- ①提出する業績が決まったら、まず書類提出前に一次申請フォーム（下記URL）に登録。
登録締切：令和5年2月15日（水）まで（書類の締切より1日早いのでご注意ください）
届いた自動返信メールが受付票になります。印刷して②提出時に他書類に添付すること。
URL: <https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdWMD5S2Cg4xGgF1bF1IycXQqm4YKpu9fE3e4xY-9D04vB9A/viewform>
- ②提出書類は5ページ以降を熟読の上、必要書類を作成・準備して下記受付期間内に提出してください。
提出にあたっては2ページ・4ページも熟読ください。
※一次申請フォームに登録せずに申請書類を提出しても無効です。
※受付票（一次申請フォーム入力後の自動返信メール）並びにJASSO指定様式1が揃っていない場合は、著しい不備（不足）として申請を受付しません。

＜書類受付期間＞ **令和5年2月7日（火）～令和5年2月16日（木）17:00（平日のみ）【厳守】**
【注意！】上記①のフォーム登録締切は書類期日1日前の令和5年2月15日（水）です

・郵送の場合は必着（居住地が海外の学生は事前にお問い合わせください）。郵送は簡易書留等、記録の残る方法で郵送してください。普通郵便、学内便、他社メール便等は申請無効の原因となります。（郵送も窓口も期限後は受付できません。受付期間前の受付は可能ですが、事前にご相談ください）

・締切間際は混雑しますので、余裕を持って提出してください。

・上枠のとおりの手順・書類を提出しない場合は受理できません。そのほか著しい不備（不足）は解消まで受付ませんので、詳しくは次ページ【令和4年度における注意事項】以降も熟読の上準備をお願いします。

・今年度の申請対象者は次年度以降の申請はできません。また、引き続き在学していても後日の書類差替は受付ません。申請期間後かつ貸与期間内に見込まれる業績を上げたい場合は「よくある質問」に書いてある取り扱いも必ずご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、修行年限内に修了できない者についての扱いは2ページをご覧ください。

＜申請書類提出先＞（提出先は必ず下記に従ってください。）

研究室が大岡山キャンパス・田町キャンパスの方	研究室がすずかけ台キャンパスの方
＜大岡山地区＞ 〒152-8550 東京都目黒区大岡山 2-12-1-TP102 学生支援課経済支援グループ（Taki Plaza 1階）	＜すずかけ台地区＞ 〒226-8503 神奈川県横浜市緑区長津田町 4259 J1-1 学生支援課すずかけ台学生支援グループ（J1棟1階）

＜問合せ先＞

返還免除の問い合わせは、専用フォームからのみ受け付けます。
申請要領及び注意事項を熟読の上、具体的に不明な点についてお問い合わせください。
JASSO 返還免除問い合わせフォーム（ <https://forms.gle/dWsTuh2RzmU7iwC16> ）
2営業日以上待っても回答や連絡がない場合、質問が届いていない可能性があります。お手数ですが再度ご連絡ください。回答を待つことを理由として申請期限を超過することは認めません。例えば「締切間際に質問をして回答がなかった」という理由で締切後に提出をされても受付できません。

【令和4年度における注意事項】

- 一次申請フォームに登録せずに申請書類を提出しても無効です。
- 受付票（一次申請フォーム入力後の自動返信メール）並びにJASSO指定様式1が揃っていない場合は、著しい不備（不足）として申請を受付しません。
- 不備（不足）のチェック（指摘）は一回限りです。不備（不足）があると、選考上不利となる場合や、推薦されてもJASSOにおいて認定されない場合があります。自身の責任において、全ての申請書類を完璧に整えてください。
- 不備の指摘に際して、申請者に本人都合の用事があっても、それを理由として期限延長はしません。本人が期限までに対応しなければ申請不受理もしくは不備書類のある提出物として扱います。
- 申請者都合の書類の差替え・追加提出は一切認めません。※提出時点での業績をもって申請することとなります。
- 日本学生支援機構提出書類以外は写（コピー）で提出してください。学内使用・学院審査用書類に原本が混じっていると受理しない場合があります。詳しくは後述【申請書類の提出】をご覧ください。
- 所定の期間前に退学、辞退等により奨学金の貸与終了となる場合も、今年度の申請資格者となります。これには、学振特別研究員・リーディング大学院プログラム奨励金採用のための辞退、早期修了による辞退、継続願提出時の辞退等を含みます。該当する場合は、直ちに「異動願」を提出してください。
- 退学、辞退の決定時期にかかわらず、上記期限以降の申請はできませんのでご注意ください。
- 必ずしも手書きで作成いただく必要はありません。ただし、返還免除の申請者が作成する書類については、大学等、第三者が本人に代わって作成することは認められません。
- 本制度は推薦枠が設けられているため「業績の評価基準」に合致していても必ずしも推薦・認定されるものではないことご留意ください
- 今年度の貸与終了者は、今年度の返還免除制度対象者となるため、今年度の申請期間内に申請を行わなかった場合、次年度以降に申請することはできません。（新型コロナウイルス感染症の影響により、貸与期間中に業績を挙げられず在学延長となった者は本ページ下部もご覧ください）

新型コロナウイルス感染症の影響に関する対策

新型コロナウイルス感染症の影響により、貸与期間中に業績を上げることができず在学延長となった者、また、返還免除内定者（博士課程）において修業年限内で課程を修了できなくなった者への救済策として、以下①、②のとおり取り扱います。

①新型コロナウイルス感染症の影響で研究計画が遅延し、修業年限内に業績を上げられず在学延長になった者

令和4年度の業績優秀者返還免除制度の申請を希望していた者が、新型コロナウイルス感染症の影響（**コロナ以外の事情は不可**）による研究計画の遅延等のため、貸与期間中に業績を上げることができなかった場合（**課程を修了した場合は除く**）は、特例として、1年を限度に貸与期間延長及び延長期間中の休止（延長期間中は休止として奨学金の貸与はありません。）を認め、貸与終了月について1年を限度に先送りとすることで、業績を上げる期限を1年間猶予し、令和5年度の申請を可能とします。また、昨年度の特例措置により「令和3年度業績優秀者返還免除申請期間延長届」を提出した者については、貸与終了月を1年先送りしていますが、この間引き続き、上記の理由により業績を上げることができなかった場合は、特例として、さらに1年を限度に貸与期間延長及び延長期間中の休止（延長期間中は休止として奨学金の貸与はありません。）を認め、令和5年度の免除申請を可能とします。ただし、「令和3年度業績優秀者返還免除申請期間延長届」を提出した者のうち、令和2年度においても「令和2年度業績優秀者返還免除申請期間延長届」を提出し、既に再延長の適用を受けている者については、本取扱いの対象とはなりません。令和4年度の業績優秀者返還免除候補者として申請が必要です。

《延長希望者が大学に提出する書類》（以下の書類の各原本1部）

- 「令和4年度 業績優秀者返還免除申請期間延長届」（様式3） ※様式は左記ハイパーリンクから
- 指導教員の所見（書類作成日、指導教員氏名（自署）、申請学生の氏名及び学籍番号、延長届に明記の理由が妥当である等、確かにコロナが理由であることを示したもの）（様式任意）

《提出期限》**令和5年2月16日（木）17:00【必着】**

②返還免除内定者のうち、災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事情（コロナ 以外の事情も可）により修業年限内で課程を修了できなくなった者

返還免除内定者は、修業年限内で課程を修了できなくなった場合（学位を取得できなかった場合）、内定者の身分が取り消されますが、課程修了できなかったことが、災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事情（コロナ以外の事情も可）によるものであると認められる場合には、修業年限内で課程を修了したものとみなし、内定取消の対象外とすることを可能とします。また、新型コロナウイルス感染症の影響により貸与期間中に業績を上げることができなかった場合は、特例として、上記②による申請も併せて行うことが可能です。

希望者は、**令和5年2月9日（木）まで**に、下記問い合わせフォームまでお問合せください。

<問合せ先>（再掲）

返還免除の問い合わせは、専用フォームからのみ受け付けます。

申請要領及び注意事項を熟読の上、具体的に不明な点についてお問い合わせください。

JASSO 返還免除問い合わせフォーム（ <https://forms.gle/dWsTuh2RzmU7iwC16> ）

2営業日以上待っても回答や連絡がない場合、質問が届いていない可能性があります。お手数ですが再度ご連絡ください。回答を待つことを理由として申請期限を超過することは認めません。例えば「締切間際に質問をして回答がこなかった」という理由で締切後に提出をされても受付できません。

申請書作成で、指導教員又はコース主任等に相談の際、
必要な場合は下記のいずれかをご活用下さい。
(裏面に「業績評価の基準」の一覧があります。
申請者本人が参照するほか、教員への相談にもご利用いただけます。)

令和4年12月

指導教員 各位

学務部 学生支援課

貴殿が指導する学生に係る令和4年度日本学生支援機構
大学院第一種奨学金の返還免除制度の申請にあたってのお願い

大学院において日本学生支援機構第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構に認定された場合は、貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部の返還が免除される制度が設けられています。

当該制度に係る申請案内は、該当学生に通知しておりますが、学院等の推薦選考は、貴学院等の定める評価項目によるものと思慮いたします。つきましては、学生の申請書作成に際してはこのことを御留意の上、御指導いただけますようお願い申し上げます。

なお、本学の「業績評価の基準」は裏面別表のとおりですので、ご参照ください。

また、貴学院等の定める「評価細目」については、各学院長等に御確認下さるよう併せてお願い申し上げます。

令和4年12月

コース主任等 各位

学務部 学生支援課

貴殿が指導する学生に係る令和4年度日本学生支援機構
大学院第一種奨学金の返還免除制度の申請にあたってのお願い

大学院において日本学生支援機構第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構に認定された場合は、貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部の返還が免除される制度が設けられています。

当該制度に係る申請案内は、該当学生に通知しておりますが、学院等の推薦選考は、貴学院等の定める評価項目によるものと思慮いたします。つきましては、学生の申請書作成に際してはこのことを御留意の上、御指導いただけますようお願い申し上げます。

なお、本学の「業績評価の基準」は裏面別表のとおりですので、ご参照ください。

また、貴学院等の定める「評価細目」については、学院長等に御確認下さるよう併せてお願い申し上げます。

「業績評価の基準」

(別表)

業績評価は当該各項各号に掲げる評価項目により、各研究科及び各学院の教育研究の特性に配慮し総合的に評価する。なお、細目は各研究科及び各学院において別に定めることができるものとする。(評価項目は「推薦理由書」(様式 2)に対応している)(※「様式 2」は大学が作成する書類のため、学生は提出不要)

文部科学省令の業績種類 〔支援機構が定める評価基準〕	大学が定める評価項目	
	(1)大学院における教育研究活動等に関する業績	(2)専攻分野に関連した学州における教育研究活動等に関する業績
1 学位論文その他の研究論文 〔学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること〕	①学位論文、研究論文が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合 ③学会で発表し、高い評価を得た場合
2 特定の課題についての研究の成果 (大学院設置基準(昭和三十九年文部省令第28号)第16条)〔特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること〕	①研究成果が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合 ③学会で発表し、高い評価を得た場合
3 著書、データベースその他の著作物 (前2号に掲げるものを除く。) 〔前2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること〕	①著書、著作物が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌、新聞等で紹介され高い評価を得た場合 ③広く公益性が認められる場合
4 発明 〔特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること〕	①発見、発明、実用新案として優れ、推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学外機関において発見と認められた場合 ②発明・特許として高い評価と認められる場合 ③実用新案として高い公益性が認められる場合
5 授業科目の成績 〔講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること〕	①特に優秀な成績を収めた場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	
6 研究又は教育に係る補助業務の実績 〔リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること〕	①学内での教育研究活動等の補助(リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等)に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められる場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①教育研究活動の補助業務により、学外での研究成果が高く評価された場合
7 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績 〔教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること〕		①専攻分野に関連した特に顕著な業績により推薦に値する場合
8 スポーツの競技会における成績 〔教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること〕		①専攻分野に関連した特に顕著な業績により推薦に値する場合
9 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績 〔教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること〕		①専攻分野に関連しボランティア活動等が社会的に高い評価を得た場合 ②専攻分野に関連し広く公益性が認められた場合

申請書類作成上の注意

【様式1関係】

- ・様式は令和4年度用のものを使用してください。前年度のものは使用できません。
- ・「氏名」には必ずフリガナを記入してください。
- ・Excelファイルで作成が可能です。必ずしも手書きで作成いただく必要はありません。ただし、返還免除の申請者が作成する書類については、大学等、第三者が本人に代わって作成することは認められません。Excelファイルで作成の場合、セルの中が正常に印刷されていないことがありますので、提出前に確認してください。
- ・業績の数によって行の挿入及び削除が可能です。行数の変更後は、体裁が崩れていないか、また表の形式及び記入項目に変更がないか、提出前に必ず確認してください。
- ・業績項目の詳細は、後述の「業績項目の例および証明書類について」を参照してください。様式1の業績項目と、本学の学内基準による業績項目とは、以下のように対応します。

様式1の業績項目	学内基準の業績項目	備考
1 学位論文その他の研究論文	1. 学内論文その他の研究論文	令和元年度以降博士課程第一種奨学金採用者（入学年度を問わない）は原則必須
2 大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究成果	2. 大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究成果	修士課程で、修士論文を提出せず、特定の課題について研究成果報告書等を提出した場合に該当。博士後期課程・専門職学位課程では該当しません。
3 大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果	/	本学では該当しない ので、業績としてあげることできません。
4 著書、データベースその他の著作物（1及び2に掲げるものを除く。）	3. 著書、データベースその他の著作物	
5 発明	4. 発明	
6 授業科目の成績	5. 授業科目の成績	
7 研究又は教育に係る補助業務の実績	6. 研究又は教育に係る補助業務の実績	・TA・RAを想定。 ・ チューターは支援業務のため不可
8 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	7. 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	・ 専攻分野に関連したものに限る
9 スポーツの競技会における成績	8. スポーツの競技会における成績	・ 専攻分野に関連したものに限る
10 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	9. ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	・ 専攻分野に関連したものに限る ・ 報酬を得たものはボランティアでは無い

【証明書類関係】

- ・様式1に記入した業績の種類「のみ」提出が可能です。記入外の業績を提出した場合は不備となるほか、当該業績は受付されないか破棄されます。あらかじめご了承ください。
- ・証明書類の右上に、様式1と同じ資料番号を記載してください。資料番号は、各資料と様式1との関係が分かるものであれば構いません。
- ・証明書類には、**申請者本人の氏名、発表年月が確認できるよう、あらかじめ該当箇所に蛍光ペンでマーク**をしてください。
- ・証明書類は、論文1タイトルごと、TA・RAごと、のように一つの業績ごとにホチキス留めをしてください。
- ・「学位論文その他の研究論文」の証明書類として論文を添付する場合は、論文全体の写しでなく、著者（本人）名・作成年月及び論文タイトルが判る部分の写し等と目次・論文内容の概要で結構です。**一つの業績について必要最小限の枚数となるようにしてください。**
- ・提出する証明書類についての詳細は7ページ以降も必ずご覧ください。

【返信用封筒】

- ・宛先と学籍番号を記入し、84円切手を貼付してください。大学からの通知を送付予定です。なお、提出後に引っ越して住所が変わった場合は、郵便局で転居届を出して転送されるようにしておいてください。なお、年度明けも大学からの通知をメールで受理する場合は返信用封筒の提出は不要です。

【申請書類の提出】

申請書類は、以下の①～④のようにそれぞれ分け、順に並べて提出してください。

(②及び③に、①と異なる書類が含まれる場合は受理しない場合があります)

様式1は次のURLよりダウンロード

(<https://www.titech.ac.jp/student-support/students/tuition/jasso/repayment>)

	①日本学生支援 機構提出用	②学内使用	③学院審査用 ※1	④学内結果通知 用封筒※3
受付票 (自動返信メール) (1枚に収まらない場合は 長辺とじの両面印刷)	(印刷)		(印刷)	
様式1表裏 (長辺とじの両面印刷)	(原本)	(写) ※2	(写) ※2	
業績を証明する書類	様式1に記載の業績分 すべて。業績項目の順番に並べる		様式1に記載の業績分 すべて。業績項目の順番に並べる	
備考	上から並べて クリップ止め	複数枚の場合は クリップ止め (①と異なる内容は 受理しません)	上から並べて クリップ止め (①と異なる内容は 受理しません)	封筒(長形3号、 宛先を書いて 84円切手貼付)

※1 学院審査用の提出について、生命理工学院は少し異なります。生命理工学院の対象者には別途メールを送ります。

※2 ①の原本と同じ内容で②③もそのまま印刷する場合は、原本・写しの区別無しで問題ありません。手書き作成や、印刷後の書き足しがある場合は、②③はコピーをしたものを提出するなどして、①と内容が同じになるようにしてください。

※3 大学からの通知をメール受理する場合は提出不要です。

(提出物イメージ)



- | | | |
|--------------|---|--------------------------|
| ①日本学生支援機構提出用 | × | 1セット (原本) |
| ②学内使用 | × | 1セット (様式1の写のみ。業績証明書類は不要) |
| ③学院審査用 | × | 1セット (写) |
| ④返信用封筒 | × | 1通 (宛先と学籍番号記入・切手貼付) (※) |
- (※) 大学からの通知をメール受理する場合は④の封筒は提出不要

提出資料の基本的なルール

1 資料が複数枚の場合は左上にホチキス止め

資料番号は右上に

発表-①

XXth Annual Meeting of
ABC-DEF 2019

3-5 August 2019
Tokyo, Japan

Organized by **XYZ**

abc
vwxyz
aaaaa
aaaaaa
Tsubame M
Minami Tok
TITLE TITLE
TITLE TITLE

可能な限り両面印刷
(画像のように長辺とじにすること)

天

地

TA-①

〇〇年〇月勤務報告書

〇〇〇〇部
課長 課長 課長
課長 課長 課長
課長 課長 課長

横書きの書類は
天を左、地を右に

- **証明書類は一つの業績について必要最小限の枚数となるようにしてください。**
- 各証明書類の右上に、様式1と同じ資料番号を記載してください。資料番号は、各資料と様式1との関係が分かるものであれば構いません。(業績の種類ごとに「国内論文1, 国内論文2, 国外論文1, 国内発表1, 発明1, …」としたり、業績項目の番号に合わせて「資料1-1, 資料1-2, 資料1-3, 資料6-1…」するなど、整理しやすい番号を付けてください)
- 各業績種類に該当する主な業績の例、および証明書類例は以下に挙げます。いずれの業績においても、**申請者本人の氏名、日時等が確認できること**を要します。氏名・日時等が確認できるものがないときは、関係書類とともに、申請者の業績、活動を証明できる立場にある第三者による証明書を作成してもらってください。証明書類の提出がない場合は、業績として認められません。第三者は指導教員でも差し支えありません。(「学位論文その他の研究論文」の証明書類として論文を添付する場合は、論文全体の写しでなく、著者(本人)名・作成年月及び論文タイトルが判る部分の写し等と目次または論文内容の概要で結構です。**一つの業績について必要最小限の枚数となるようにしてください。**(再掲))
- 証明書類には、**申請者本人の氏名、発表年月が確認できるよう、あらかじめ該当箇所に蛍光ペンでマーク**をしてください。
- 証明書類は、論文1タイトルごと、TA・RAごと、のように一つの業績ごとにホチキス留めをしてください。
- **評価対象となるのは当該奨学金番号の貸与開始月から貸与終了月までの期間(休止期間がある場合含む)の業績です。**貸与期間中の留学、休学等により貸与終了と課程修了が異なる場合、また2年次以降の採用や在学途中の辞退のため貸与期間と在学期間が異なる場合は、特に注意が必要です。なお、**貸与終了月までの業績であっても、申請期間後に確定した業績を学生の申告により差替え・追記することはできません。**「申請期間後かつ貸与期間内」に見込まれる業績を上げたい場合は「よくある質問」の取り扱いを必ずご覧ください。

1. 学位論文その他の研究論文

学位論文(専門職学位課程のプロジェクトレポートを含む)、論文誌等への投稿論文、学会等における口頭発表、ポスター発表等が該当します。**一つの業績について必要最小限の枚数となるようにしてください。**

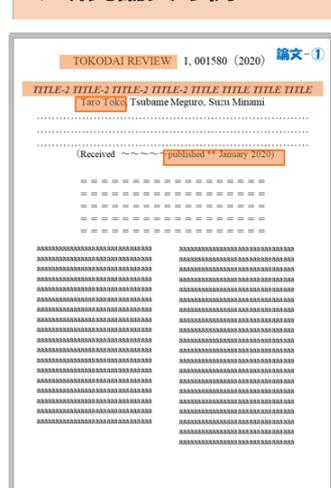
【証明書類】学位論文の場合は学位論文の概要がわかるコピー(論文概要で可)、研究論文や学会発表の場合は著者名・雑誌名・投稿タイトル・日付のわかる投稿論文のコピー、発表学会・タイトル・発表者名のわかる梗概集のコピーなど。

(イメージ)

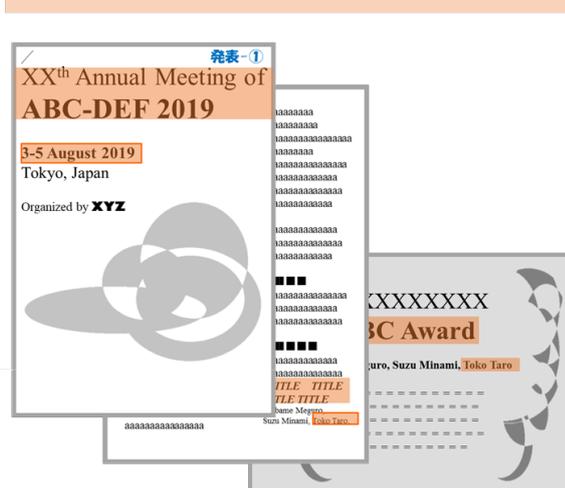
◆学位論文の例



◆研究論文の例



◆学会発表の例



- **論文全ページ印刷は不要(長辺とじの両面印刷にするなど極力枚数を減らし、必要最小限としてください)**
- 例えば論文1枚目に様式1に記載してある情報と要旨(アブストラクト)が全て入っていれば**1枚のみでOK。**
- 学位論文を業績に含める場合、証明書類は、学位審査の手続きで提出している**論文概要又は論文要旨**(専門職学位課程はプロジェクトレポート概要又は要旨)のコピーでも充足します(押印は不要です)。
- **様式1に記載した情報が確認できる部分をマーカー**すること(著者名、雑誌名、投稿タイトル、日付など)
- 情報が別々の場合は情報が掲載された該当ページをそれぞれ印刷し、1つの資料としてまとめる。

- 日付・会議名・申請者名の分かる部分を提出。
- プログラムの冊子や、Web ページ等をコピー・印刷し、1つの資料としてまとめる。
- プログラム冊子の印刷が掲載された**該当ページのみ**で可。(長辺とじの両面印刷にするなど極力枚数を減らし、必要最小限としてください)
- 発表資料自体の印刷は不要です。
- **様式1に記載した情報が確認できる部分をマーカー**すること(発表者、学会名、発表タイトル、日付など)

※令和元年度以降の博士課程第一種奨学生採用者(入学年度を問わず)は、本項目の業績が原則として必須です。(詳細は、最後のページの「博士課程の業績評価に関するガイドライン」を参照)

2. 特定の課題についての研究の成果

修士課程の学生で、修士論文提出の代わりにある特定の課題について研究をし、修士修了を認められた場合に該当します。修士論文を提出した学生及び専門職学位課程、博士後期課程の学生には該当しません。

【証明書類】 教授会に提出した研究成果の概要、研究成果報告書など

3. 著書、データベースその他の著作物

上記1. 2. 以外の研究成果で、著作物での分担執筆、データベースの構築などの場合が該当します。

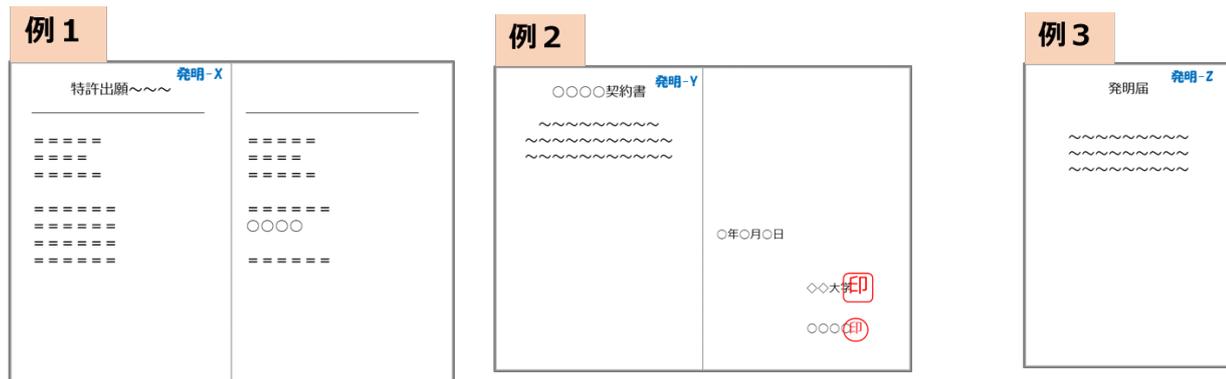
【証明書類】 申請者本人の執筆部分が見えるコピー(全ページのコピーは不要です)、データベースが見られるウェブサイト(画面コピー)など

4. 発明

申請者本人が発明者、または発明者の一人として特許申請した場合などに該当します。

【証明書類】 特許の譲渡にかかる権利書のコピー、特許出願書のコピーなど

(イメージ)



申請段階によって、申請者が所持する書類が異なるので、段階にあわせて1種類提出してください。

- 例1) 特許の譲渡にかかる権利書のコピー、特許出願書のコピー等
- 例2) 最初に大学と個人が交わした契約書(特許の権利譲渡に関する契約書等)のコピー
- 例3) 契約に至っていない場合、大学に提出する「発明届」等のコピー

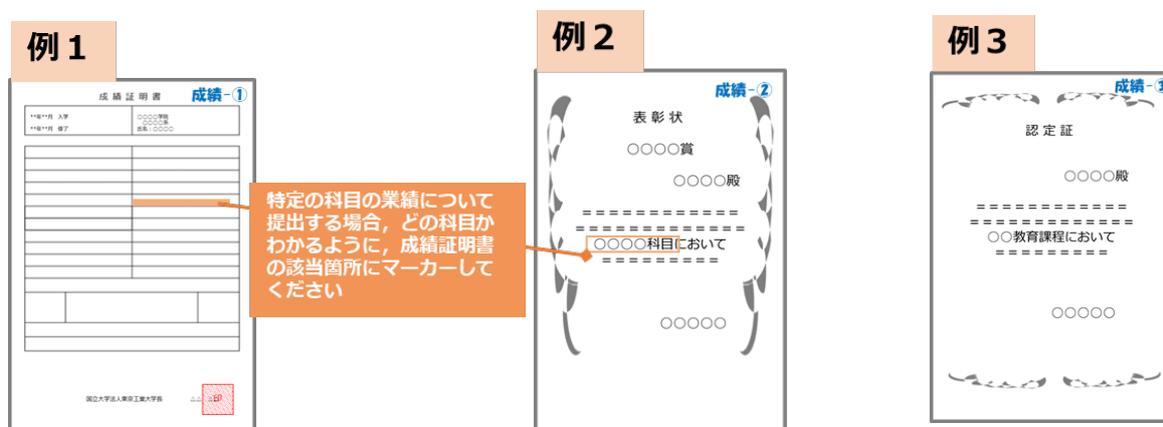
5. 授業科目の成績

単位を取得した科目において特に高成績と認められる場合に該当します。

授業科目成績を業績に含めるかは任意で、必須提出ではありません(必須ではありませんが、別途所属学院から成績証明書を提出するよう指示がある場合は業績として提出してください)。

【証明書類】 成績証明書、ある特定の科目で特に顕著な業績があった場合は、それを証明するもの

(イメージ)



証明書類の例: 成績証明書や、ある特定の科目で特に顕著な業績(表彰や認定)があった場合等に、それを証明するもの。授業科目の成績を提出する場合、成績証明書を必ず提出してください。教務 Web に記載の情報を提出したい場合は、成績証明書も提出の上で教務 Web のコピーを提出できます。成績証明書は少なくとも JASSO 提出用には原本を提出してください。

- ・単位を取得した科目において特に高成績(※)のものとして業績に掲載する際に提出。
- ・成績証明書の部分で該当箇所(特定科目の点数や、GPA 等)をマーカー
- ・点数ではなく、授業での表彰状や認定証を提出する場合は、そのコピーを提出してください。

(※)大学から「高成績=何点以上」と定義するものではありません。

6. 研究又は教育に係る補助業務の実績

ティーチングアシスタント、リサーチアシスタント等による補助業務が該当します。

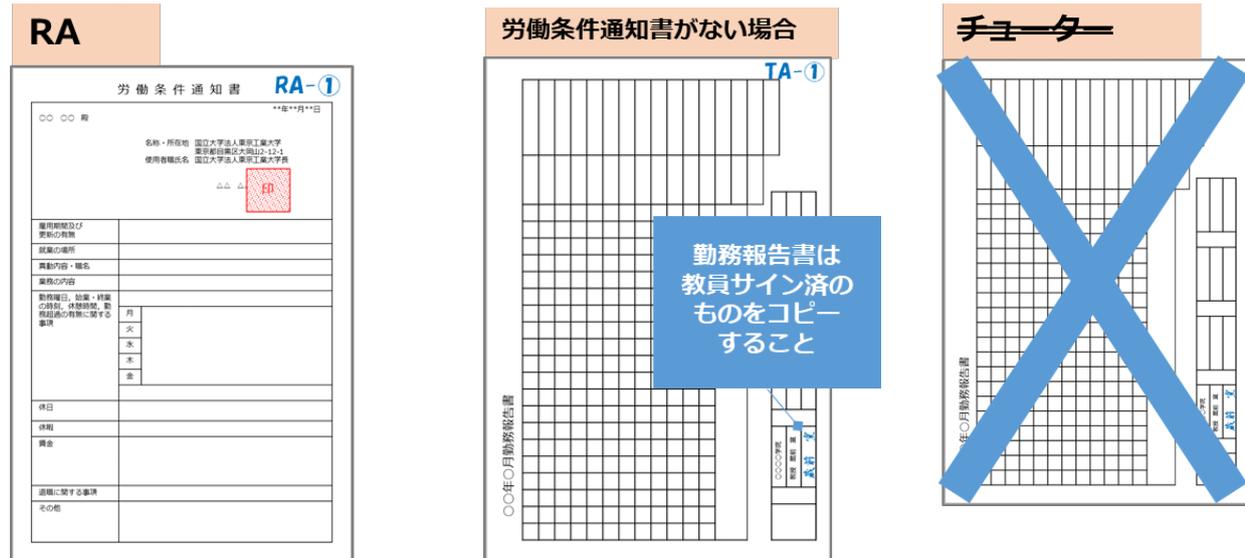
1つのTA・RAを断続的に勤務した場合でも、同一のTA・RAは一つの業績としてでしか計上できません。

※チューターは研究または教育に係る補助業務ではなく、支援業務のため不可。

【証明書類】 労働条件通知書のコピー

(労働条件通知書等が入手できない場合は、教員サイン済みの勤務報告書コピーでも差支えありません。ただし、勤務期間の長短に関わらず1か月分のみ添付すること。勤務報告書の枚数については、JASSOからの指示ですので必ず守ってください。それもない場合は、勤務報告書を提出していた学院等の事務グループ、運営事務グループにお問合せください)

(イメージ)



- 業務ごとに証明書類を提出してください。
- 労働条件通知書のコピーがあれば、それを証明書類として提出してください。その場合は勤務報告書のコピーは不要です。
- TAではもともと労働条件通知書が発行されていない場合があります。労働条件通知書の代わりに勤務報告書(数か月の雇用でも、一つの業務であれば1か月分のみでOK)を証明書類として扱えます。
- これらの書類がない場合、勤務報告書を提出していた学院等の事務グループ、運営事務グループにお問合せください (※学院等の事務グループ、運営事務グループへ相談する際は期間の余裕を持ってお願いします。)

チューターは「教育・研究補助」に該当しません。

7. 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績

専攻分野に関連する学外における教育研究活動の業績です。例えば建築系の学生が、発表会等で受賞する例が考えられます。専攻分野に関連しない、サークル活動等の実績は該当しません。

【証明書類】 表彰状など、受賞結果の確認できるもの

8. スポーツの競技会における成績

専攻分野に関連する学外における教育研究活動の業績です。サークル活動等の実績は該当しません。

【証明書類】 表彰状など、受賞結果の確認できるもの

9. ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

専攻分野に関連する学外におけるボランティア活動、社会貢献活動が該当します。NPO 法人、地方自治体などによる活動への参加、一般社会への科学・技術の啓蒙活動などが該当します。

【証明書類】 パンフレット、活動報告書、議事録など(イベントの開催日や申請者本人の参加確認ができるもの)

博士課程の業績評価に関するガイドライン

博士課程において、業績の種類「学位論文その他の研究論文」が下記の(1)～(5)のいずれかに該当する場合、業績優秀者とする。(※1)

なお、返還免除内定者である場合、及び、業績の種類「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」あるいは「スポーツの競技会における成績」において、国際的レベル・全国的レベルでの顕著な成績（入賞）等を取めている場合（※2）は、下記の(1)～(5)のいずれにも該当しない場合でも業績優秀者とすることができる。

記

- (1) 学位論文の教授会での高い（平均水準以上）評価
(注) 合否判定だけでなく、大学による評価が必要。学位論文受理中を含む。
- (2) 査読付き学術雑誌への原著論文掲載
(注) 共著（筆頭者以外）も含み、掲載決定（予定）も含む。
- (3) 論文及び学会での発表に対する表彰又は受賞
(注) 共著（筆頭者以外）も含み、機構以外の給付奨学金の獲得や外部資金の獲得を含む。学会での発表にはポスター発表も含む。
- (4) 日本学術振興会の特別研究員に採用され奨学金貸与を辞退した場合、または、これと同等な民間財団等が公募している競争的資金を獲得することにより奨学金を辞退することとなった場合、上記(1)～(3)に準じる実績
- (5) 研究領域の特性により前記(1)～(3)の実績を挙げるのに時間を要することなどから、同じ研究領域の博士課程学生のうち概ね半数以上が在学中に当該実績を挙げられない場合は、当該実績に準じる実績
(注) 大学が作成する事情書を要し、日本学生支援機構の業績優秀者奨学金返還免除認定委員会（以下、「本機構の認定委員会」という。）に諮るものとする。

(※1) 平成30年度以前に奨学生に採用された者については、「学位論文その他の研究論文」以外の業績において上記(1)～(3)と同水準の実績が認められる場合も業績優秀者とする。

(※2) 業績の種類「スポーツの競技会における成績」における国際的レベル・全国的レベルでの顕著な成績（入賞）等には、本人がコーチやトレーナーなどの場合において指導した者やチームが国際的レベルや全国的レベルの大会での入賞を含めるものとし、東日本大会・関東大会など（各都道府県大会は除く）は全国的レベルの大会に含めるものとする。業績の種類「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」における国際的レベル・全国的レベルでの顕著な成績（入賞）等には、公募展での入選（賞）、給付奨学金の獲得、個展又はリサイタル（3回以上）及び芸術評論等（学外の刊行物への掲載3回以上）を原則的に含めるものとする。ただし、本機構の認定委員会に諮るものとする。

◆修士課程(博士前期課程)及び専門職学位課程は本ガイドラインの適用対象外とする。